



発行 東京都

目次

3

規則

○知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）……………一

○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………五

○知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………九

規則（教）

○東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………三

○東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………七

○東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………三

告示（選）

○東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………五

○東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………九

○東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………三

規則（人）

○東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………三

○東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………四

○東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………四

告示（監）

○東京都監査委員が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………四

○東京都監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………五

○東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………五

規則

知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第一号

知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う情報公開事務に関する規則（平成十一年東京都規則第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二条各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を

「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「知事」を「審査会」に改め、同条第二項中「知事」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第十二号様式の二）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、

「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条第一項中「第三十一条第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、

第十二条第一項中「第三十一条第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、

同項第三号中「第三十一条第一項第三号」を「第三十五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十五条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。
第十四条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。
別記第三号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処

分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「6箇月」を「6月」と、「対する決定」を「対する裁判」と改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」と改め、「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を「併用」。

別記第十一号様式中「不服申立て」を「審査請求」と、「第19条」を「第20条」と改める。

別記第十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」と、「東京都知事殿」を「東京都情報公開審査会 会長 殿」と改める。

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」と改める。

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」と改め、「第26条第1項」を「第28条 諮問庁にあつては、その名称」と改める。

「第1項」を「閲覧・複写を」と、「閲覧・写しの交付を」と改め、「閲覧・複写の区分」と改める。

- 「(2) 複写」と改める。
- 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」と改める。
- 「(2) 写しの交付」と改める。
- 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」と改める。

別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式の2 (第11条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

「諮問庁名」殿

東京都情報公開審査会

会長



審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づく〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年月日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格A列4番)

第12号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会

会長

殿

住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕
〔諮問庁にあつては、その名称〕

年 月 日付

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見 (反対する理由)		

(日本工業規格A列4番)

別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第14号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第15号様式 (第11条関係)

第 年 月 日

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成三年東京都規則第二十二号)の
一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写
請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「知事」を「審査会」に改
め、同条第二項中「知事」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を
「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がない
と認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十号様式
の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を
「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料
等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を
「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写
拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複
写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「 2 上記の日時においていかならない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡し
てください。」

「 2 上記の日時においていかならない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡し
てください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日

から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十七号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各語（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）や「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の各語。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都知事殿」や「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 並びに「閲覧・複写を」や「閲覧・複写等にあつては、その名称」

写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」

- 「(2) 複写」
- 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」
- 「(2) 写しの交付」
- 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」


別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第14条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称


年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

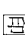
別記第二十一号様式から第二十三号様式まづを次のように改める。

第21号様式（第14条関係）

第 号 年 月 日	様 [諮 問 庁 名] 殿
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し、下記のとおり、承認することとしたので通知します。
	記
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
3	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第14条関係）

第 号 年 月 日	様 [諮 問 庁 名] 殿
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
	記
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式(第14条関係)

第 年 月 日 号

様
「諮問片名」殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について(通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三号

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則(平成二十七年東京都規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「知事」を「審査会」に改め、同条第二項中「知事」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十二号様式(二))により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においていかならない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「 2 上記の日時においていかならない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日

から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ
す（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内で
あっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす
ることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算し
て6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東
京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができま
す（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であ
っても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの
訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求を
した場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日か
ら起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（な
お、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して
6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処
分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号
様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び
「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます」の字句（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の
翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過す
ると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「第24条の
2」の字句。

別記第三十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等
の閲覧等に係る請求書」及び「東京都知事殿」や
「東京都個人情報保護審査会
会長 殿」

「法人その他の団体にあっては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
」

「法人その他の団体にあっては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあっては、その名称
」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」及び「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写し
の交付の区分」及び

- 「(2) 複写」
- 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」
- 「(2) 写しの交付」
- 「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第二十二号様式の次に次の一樣式を加える。

第22号様式の2 (第18条関係)

第 年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づく [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条例第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A列 4番)

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		


(日本工業規格 A列 4番)

別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記


- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第24号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第25号様式 (第16条関係)

第 年 月 日 号 東京都個人情報保護審査会 会長 田	審査会提出資料等閲覧等の不承認について (通知) 審査会提出資料等閲覧等の不承認等に係る請求に対し、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。
年 月 日 日付ひであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。	記 1 審査会提出資料等の件名又は内容 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由 3 備考

(日本工業規格 A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 (教)

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則 (平成十一年東京都教育委員会規則第三十二号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「教育委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書 (別記第十二号様式(二)) により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条第一項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に、同項第四号中「第三十一条第一項第三号」を「第三十五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十五条第一項第二号」に改め、同条第三項

中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第四項中「第三十一条第

二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十三条第一項」や「第三十七条第一項」に改める。

第十四条中「第三十六条第一項」や「第四十一条第一項」に改める。

別記第十一号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担

当課まで連絡してください。

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務

担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の

翌日から起算して3月以内に、東京都教育委員会に対して審査請求をす

ることができ、(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から

起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を

経過すると審査請求をすることができなくなります。)

3 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起

算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表す

る者は東京都教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起す

ることができ、(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から

起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を

経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判

があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消し

の訴えを提起することができ、(なお、当該審査請求に対する裁判が

あつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁

決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起

することができなくなります。)

改める。

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」は、「異議申立

て」や「審査請求」は、「6箇月」や「6月」は、「対する決定」や「対する裁判」

は、「1以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」は、「(なお、当

該審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつて

も、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する

ことができなくなります。)」や「三ヶ月」。

別記第十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」は、「第19条」や「第20条」に

改める。

別記第十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の

閲覧等に係る請求書」は、「東京都教育委員会 股」や「東京都情報公開審査会

「法人その他の団体にあっては、その名称、

「事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあっては、その名称、

「事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「第26条第一項」や「第28条第一項」は、「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」

は、「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」

「(2) 複写

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

「(2) 複写

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

「(2) 複写

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式の2 (第11条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
【 諮 問 庁 名 】 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査請求人【参加人、諮問庁】が当審査会に提出した資料等について、審査請求人【参加人、諮問庁】から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づき【閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付】の請求がありましたので、当該審査請求人【参加人、諮問庁】に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人【参加人、諮問庁】の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付 請求のあった意見書 又は資料の件名又は 内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第12号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交 付請求のあつた意 見書又は資料の件 名又は内容		
2 閲覧・写しの交 付に対する反対意 思の有無	有	無
3 意見(反対する 理由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第十三号様式から第十五号様式まづを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日	様 [諮 問 庁 名] 殿 東京都情報公開審査会 会長 [印]
審査会提出資料等の閲覧等について（通知）	
<p>年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会提出資料等の件名又は内容</p> <p>2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所</p> <p>3 備考</p>	

（日本工業規格 A列 4番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日	様 [諮 問 庁 名] 殿 東京都情報公開審査会 会長 [印]
審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）	
<p>年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会提出資料等の件名又は内容</p> <p>2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由</p> <p>3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所</p> <p>4 備考</p>	

（日本工業規格 A列 4番）

第15号様式(第11条関係)

第 年 月 日 号

様
【 諮 問 庁 名 】 殿

東京都情報公開審査会
会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A列 4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成二十八年二月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正
する規則

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成三年東京都教育委
員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写
請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「教育委員会」を「審査
会」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・
複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に
「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別
記第二十号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、
「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審
査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾
通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等
閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該
閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「 2 上記の日時においていかなる場合は、事前に電話等で担当課まで連絡
してください。」

「 2 上記の日時においていかなる場合は、事前に電話等で担当課まで連絡
を

してください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお。
別記第三号様式「第四号様式」第七号様式「第十一号様式」第十二号様式「第十六号様式」及び第十七号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の並びに「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や加えらる。
別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」に改めらる。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都教育委員会 殿」や
「東京都個人情報保護審査会 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」並びに「諮問庁にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

「(2) 複写

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

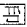
別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第14条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等に係る意見照会書

様
「 諮 問 庁 名 」 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人〔参加、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加、諮問庁〕から、東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき、審査請求人〔参加、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付
請求のあった意見書
又は資料の件名又は
内容

2 事務局連絡先
担当
連絡・提出先

3 備考

(日本工業規格 A 列 4番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付
請求のあった意見書
又は資料の件名又は
内容

2 閲覧・写しの交付
に対する反対意思の
有無

3 意見 (反対する理
由)


有

無

(日本工業規格 A 列 4番)


別記第二十一号様式から第二十二号様式まづを次のように改める。

第21号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号	様
第 年 月 日 号	様
	[諮 問 庁 名] 殿
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）
	年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。
	記
	1 審査会提出資料等の件名又は内容
	2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
	3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号	様
第 年 月 日 号	様
	[諮 問 庁 名] 殿
	東京都個人情報保護審査会 会長 
	審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）
	年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
	記
	1 審査会提出資料等の件名又は内容
	2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
	3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
	4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

様
「諸 問 序 名」殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A列 4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「教育委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」を

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡

してください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都教育委員会に対して審査請求をすることができ、（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

の。

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」並びに「第24条の2」の。

別記第二十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条の2」の。

別記第二十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等

の閲覧等に係る請求書」

「東京都個人情報保護審査会 殿」
 会長 殿

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」

「(2) 複写

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第二十二号様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式の2 (第16条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[審 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 [印]

審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条例第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付 請求のあった意見書 又は資料の件名又は 内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付 請求のあった意見書 又は資料の件名又は 内容		
2 閲覧・写しの交付 に対する反対意思の 有無	有	無
3 意見 (反対する理 由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号	様
	東京都個人情報保護審査会 会長 印
	審査会提出資料等の承認について（通知）
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し
	て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。
	記
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
3	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第24号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号	様
	東京都個人情報保護審査会 会長 印
	審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、
	下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
	記
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第25号様式 (第16条関係)

第 号 年 月 日	東京都個人情報保護審査会 会長 印	様
審査会提出資料等閲覧等の不承認について (通知)		
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等	の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。		
記		
1	審査会提出資料等の件名又は内容	
2	閲覧・写しの交付を不承認とする理由	
3	備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第十一号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都選挙管理委員会告示第百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に、「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。」

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都選挙管理委員会に対して審査請求をすることができ（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都選挙管理委員会となります。）、「処分」の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「対する決定」や「対する裁判」及び「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各々（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）及び別記第九号様式。

別記第十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」及び「第19条」や「第20条」の各々。

別記第十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧に係る請求書」及び「東京都情報公開審査会」

「東京都選挙管理委員会 殿」や「東京都情報公開審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「第26条第1項」や「第28条第1項」及び「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」

「（2）複写」

「（3）閲覧した後に必要なものだけ複写」

「（2）写しの交付」

「（3）閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式の2 (第11条関係)

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

【 諮 問 庁 名 】 殿

東京都情報公開審査会

会長



審査請求人【参加人、諮問庁】が当審査会に提出した資料等について、審査請求人【参加人、諮問庁】から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づく【閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付】の請求がありましたので、当該審査請求人【参加人、諮問庁】に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人【参加人、諮問庁】の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格A列4番)

第12号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見 (反対する理由)		

(日本工業規格A列4番)

別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長



審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格A列4番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長



審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格A列4番）

第15号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

〔 審 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長 印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会告示第十二号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都選挙
管理委員会告示第四十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写
請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に
改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求
書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要
がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十
号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写
の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提
出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知
書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧
・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧
・複写」を「当該」に改める。
別記第二号様式中

「 2 上記の日時においていかなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡し
てください。」

「 2 上記の日時においていかなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡し
てください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内に、東京都選挙管理委員会に対して審査請求をするこ

とができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都選挙管理委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、「処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十七号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず」の語句（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）や「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の語句。

別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の語句。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都選挙管理委員会 殿」や「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「諮問庁にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」

「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第14条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
【 諮 問 庁 名 】 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査請求人【参加人、諮問庁】が当審査会に提出した資料等について、審査請求人【参加人、諮問庁】から、東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき、閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付】の請求がありましたので、当該審査請求人【参加人、諮問庁】に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人【参加人、諮問庁】の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容

2 事務局連絡先 担当 連絡・提出先

3 備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無

3 意見(反対する理由)

有

無

(日本工業規格 A 列 4 番)